平成 28 年４月　　日

＜市町村担当者各位＞

平成 28 年７月２日（土）

司法書士による

「交通事故による物損トラブルに関する無料面談・電話相談会」

を開催します

長 野 県 司 法 書 士 会
会長　室　賀　真　喜　男

長野県司法書士会では、平成 28 年７月２日（土）、「交通事故による物損トラブルに関する**無料面談電話**相談会」を下記の要領で開催します。

◆日　　時：平成 28 年７月２日（土）午前 10 時～午後５時
◆相談方法：下記会場における面談相談又は電話相談
１　面談相談（要予約）
【相談会場】長野県司法書士会館２階（長野市妻科３９９番地）
【予約電話】０２６－２３２－７４９２
（予約なしでも可能な限り対応しますが予約が優先です）
２　電話相談
【電話番号】０１２０－４４８－７８８（フリーダイヤル）
◆相 談 料：面談及び電話相談ともに無料です
◆相 談 例：自動車事故で双方の車が破損し、どちらが悪いか争いになっている。
信号が赤で止まっていたら、後ろからぶつけられ車が破損した。
自動車事故で相手の車が破損し、修理代を請求されている。
※その他、主に物損に関する交通事故の相談をお受けします。
◆問合せ先：長野県司法書士会（TEL：０２６－２３２－７４９２）

平成 27 年度中に長野県内で発生した交通事故件数は 8867 件であり、一日平均約 24 件の交通事故が発生しています(長野県警察 HP より)。この件数は「人身交通事故」を対象としているため、それに含まれない物損交通事故の件数は、その何倍にも上ると推測されます。

一方、人身交通事故による損害については、強制加入の自賠責保険によって一定の範囲で被害者の受けた損害の賠償が保障されていますが、物損については、自賠責保険の適用がありません。したがって、交通事故の当事者が任意保険に加入していない場合には、被害者側は、保険による損害の賠償を受けることができないため、加害者側が損害の賠償に応じない場合には、裁判所に訴訟等を提起しない限り、損害の賠償を受けることができません。一般の方々にとって、裁判所の訴訟等の手続きは難しく感じられ、費用がどれだけかかるかわからないといった心配もあることから、とりわけ損害額が少額なケースでは、被害者側が損害の賠償を受けることをあきらめ、泣き寝入りしてしまうことも少なくないと推測されます。また、交通事故の実際の局面においては、双方に過失があるケースも少なくないため、どの範囲で損害を賠償すべきかを決めるには双方の過失の割合を考慮しなければなりません。このことから私たちは、損害の賠償を請求する側だけでなく、請求される側の当事者にとっても相談の機会が提供される必要があると考えています。

そこで、今般、主に物損事故による損害の賠償請求について、請求をする側、される側のいずれの側からも相談をお受けするべく、標記の相談会を開催することといたしました。

なお、本相談会は、当会としては初めて開催します。

＊　＊　＊

法務大臣の認定を受けた司法書士は、簡易裁判所における訴訟代理権を持っており、１４０万円以下の金銭請求等の場合には、裁判上および裁判外において代理人となることができます。また、地方裁判所においては、書類作成を通じて訴訟をサポートします。

司法書士は、「身近なくらしの法律家」として、市民の権利擁護に寄与します。

◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆　本リリースに関するお問合せ先　◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆
長野県司法書士会担当理事　小口一成（TEL：0263-50-6450）